

『インボイス制度セミナー』

消費税において、今年 2021 年 10 月から登録申請が始まり 2023 年 10 月よりインボイス制度が導入されます。これにより、課税事業者の発行する適格請求書（インボイス）が無ければ仕入税額控除が段階的に認められなくなります。

今後本来免税事業者となる年間売上 1,000 万円未満の歯科技工所でも届け出を提出して課税事業者となることも考えなければならぬ必要が出てきます。今のうちから知識を付け、実際に制度が施行されるまでにしっかりと準備できるようなセミナー入門編を行います。